

新たな取組指標について

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
 - ※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み
 - ※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

（国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
（県・政令市・代表市）土木部長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

（国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
（県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

④ 県部会

<活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

（県）土木部長等
（市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

連携

連携

連携

◆発注関係事務に関する自己評価（H27～）

- ・運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、**31項目**について**自己評価**を実施

成 果 歩切りの完全撤廃など

◆全国統一指標（H29～）

- ・発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一指標を設定し定期的に**結果を公表**

成 果

①適正な予定価格の設定	○最新の積算基準と基準対象外の要領を整備	41% (H29.9)	➡ 64% (R2.3)
	○最新単価を用いて積算を実施	88% (H29.9)	➡ 99% (R2.3)
②適切な設計変更	○設計変更ガイドラインを策定、活用	20% (H29.9)	➡ 38% (R2.3)
③施工時期の平準化(件数)	○平準化率0.6以上の機関数	24% (H29.9)	➡ 55% (R2.3)
各指標とも改善傾向が見られる			

◆新たな取組指標

- ・改正品確法及び改正運用指針の理念実現のため新たな取組指標を設定

◆新・全国統一指標（R2～）

- ・**R2.5.20(記者発表)から運用開始**

◆九州独自指標（R3～）

- ・**R2九州ブロック発注者協議会で設定予定**

◆今後の予定

- ・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

新たな取組指標の設定方針

○令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。

○これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根拠 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「新・全国統一指標」 ＋ 「地域独自指標」の設定

新たな取組指標の検討スケジュール

5月20日 ◆新・全国統一指標の項目が決定(本省発表)

6月30日 **九州ブロック発注者協議会(書面開催)**

◆新・全国統一指標の公表内容【意見照会】

◆九州独自指標(案)の項目【意見照会】

7月下旬 ◆新・全国統一指標、九州独自指標(案)の目標値【意見照会】

8月～9月 **各県部会**

◆新たな取組指標(新・全国統一指標、九州独自指標)を議論

11月頃 **九州ブロック発注者幹事会**

◆新たな取組指標(新・全国統一指標、九州独自指標)を決定(公表予定)

※新たな取組指標の実績値について、毎年度公表予定

新・全国統一指標

- ◆新・全国統一指標(項目)は5月20日に決定(本省発表)【P8】
- ◆新・全国統一指標の取組状況(実績値)を、R2年度内に公表予定
- ◆公表内容(計算手法等)は、一部精査中【資料4(参考資料)】
- ◆別紙の「新・全国統一指標アンケート」にご協力お願いいたします。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

新・全国統一指標の公表内容に関して、地域ブロック発注者協議会で議論すべき項目についてアンケートを実施します。【資料4(参考資料)】参照

意見紹介(R2.3.24～R2.4.6)の意見と回答（地域ブロック発注者協議会で議論を要する項目を抜粋）						計算方法(原案)	アンケート				
番号	実施項目	指標(案)	地域	自治体	意見	回答・理由		項目	回答	理由(その他意見)	
1	工事	①地域平準化率(施工時期の平準化)	85中部	静岡県	平準化率は、コリスデータではなく県の内部データを使用して算出・公表する (理由) ・コリスデータは、500万円未満の工事が抽出されない。 ・「静岡県」で抽出を行うと、警察、道路公社、その他団体等が含まれたデータになってしまう。	意見を踏まえ公表内容を検討します。 500万円未満の工事を含めた平準化率としたい場合は、 地域発注者協議会 で議論いただいた上で、 個別に対応を検討 。独自データを使う場合には、事務局において根拠データの確認が必須。 なお、ご指摘の警察等を排除する作業は可能と考えられます。	地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$	◆ 地域平準化率(施工時期の平準化)の算出方法について、妥当と考えるものを下記より選び回答欄にご記入ください。(理由もご記入ください。)			
				85中部	浜松市	算出に当たっては、コリスデータを使用しない。 浜松市全体の平準化率の算出だけでなく、分析のために部署毎の率を算出し、向上対応を検討するため、コリスデータではなく、市の内部データを使用する。	※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出 ※県単位: 各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出				①コリスデータ(500万円以上の工事を対象)を使用(平準化率を事務局で機械的に算出) ※原案 ②独自データ(500万円未満の工事も含める)を使用(平準化率を各機関で個別に算出)
				89九州	鹿児島県	本市は「速やかな繰越手続き」、「ゼロ債務負担行為の活用」及び国が提案する「さすせそ」に取り組んでいるが、発注ロットの平均が約1,500万円、コリス登録を要しない500万円未満の工事件数が全体の約3割、工期が半年未満の工事が全体の約7割、そして当該年度予算を越え発注が少ない中においては、平準化率を向上させるには限界があると考えている。 したがって、平準化率の算定において、例えば、「対象工事を一定額(例: 5,000万円以上)とする」、「500万円未満の工事も含めて算定する」、「平準化の取組内容を見える化(数値化)する」等、複数の観点から検討が必要だ。	意見を踏まえ公表内容を検討します。 コリスデータ(500万円以上の工事を対象)の使用を基本とすることで、事務局において平準化率を機械的に算出可能。 一方で、500万円未満の工事を含めた平準化率としたい場合は、 地域発注者協議会 で議論いただいた上で、 個別に対応を検討 。 取組状況(さすせそ)の見える化についても、別途公表させていただく予定です。				※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。
2	測量、調査及び設計	①地域平準化率(履行期限の分散)	85中部	静岡県	平準化率は、ナクリスデータではなく県の内部データを使用して算出・公表する (理由) ・ナクリスデータは、100万円未満の業務が抽出されない ・「静岡県」で抽出を行うと、警察、道路公社、その他団体等が含まれたデータになってしまうため。	意見を踏まえ公表内容を検討します。 100万円未満の業務を含めた平準化率としたい場合は、 地域発注者協議会 で議論いただいた上で、 個別に対応を検討 。独自データを使う場合には、事務局において根拠データの確認が必要。	第4四半期稼働率(件数) = $\frac{(\text{第4四半期(1\sim3月)に完了する業務件数})}{(\text{年度の業務稼働件数})}$	◆ 地域平準化率(履行期限の分散)の算出方法について、妥当と考えるものを下記より選び回答欄にご記入ください。(理由もご記入ください。)			
				85中部	浜松市	算出に当たっては、ナクリスデータを使用しない。 浜松市全体の平準化率算出にあたっては、営繕工事も算出対象となるため、市の内部データを使用する。	※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国の先発機関等(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出 ※県単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出				①ナクリスデータ(100万円以上の業務を対象)を使用(平準化率を事務局で機械的に算出) ※原案 ②独自データ(100万円未満の業務も含める)を使用(平準化率を各機関で個別に算出)
				89九州	熊本県	履行期間が通年となる発注者支援業務については、履行期限で業務平準化を図ることはできないため、地域平準化率の対象外とすべきと考えます。	意見を踏まえ公表内容を検討します。				※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。
3	工事	②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)	82東北	宮城県	実施状況を把握する場合、4週8休以上を実施した工事を分子、全工事を分母として実施割合を算出するとありますが、分母の工事件数については少額な工事や緊急を要する工事などの週休2日に適用しないと思われる工事を除外した方が、適切な実施割合となると考えられます。	意見を踏まえ公表内容を検討します。	計算式 週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$	◆ 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)の算出方法について、妥当と考えるものを下記より選び回答欄にご記入ください。(理由もご記入ください。)			
				83関東	千葉県	「4週8休以上を行った工事の割合」が指標となるようですが、週休2日の対象工事の考え方については各県で統一されておらず、母数(対象工事数)にばらつきが生じると考えられます。どのように整理していくのか方向性を示した上で整理していただきたい。	意見を踏まえ公表内容を検討します。				※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場場所・交番制を問わず4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
				83関東	東京都	4週8休の達成率ではなく、週休2日工事として発注した工事割合として頂きたい。 理由①: 他の全国会議等の資料でも発注割合で整理している。 理由②: 4週8休達成率を正確に把握することは困難	意見を踏まえ公表内容を検討します。				用語の定義 ○週休2日対象工事件数 ： 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場場所・交番制を問わず4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 ○全工事件数 ： 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。 ○対象期間 ： 当該年度(4月1日～3月31日)とする。
				83関東	神奈川県	県土整備局では、週休2日制確保モデル工事を実施し、4週8休以上の確保状況を確認しているが、モデル工事以外については、4週8休以上の確保状況を把握しておらず、件数の算出が困難です。 今回設定する指標の対象工事については、週休2日制確保モデル工事とするなど配慮願います。	意見を踏まえ公表内容を検討します。				調査方法 ○週休2日対象工事件数 ： 都道府県・政令市に対して、対象工事の発注実績を半年に1回調査。(土木ブロック部長会議調査データを活用)
				83関東	山梨県	週休2日で、4週8休以上としているが、継続費率の調整がある4週6休以上としてどうか? (地方の小規模企業には週休2日が浸透していないため、まずは4週6休以上で週休2日の導入を促して欲しい)	意見を踏まえ公表内容を検討します。				○全工事件数 ： 入札契約適正化法に基づき実施状況調査(入札調査)の工事発注実績を活用する。※予定価格250万円を超える工事を対象としている
				84北陸	石川県	4週8休のモデル工事における実行割合という観点ではないか	意見を踏まえ公表内容を検討します。				
				84北陸	富山県	国交省では、令和2年度から全ての工事を週休2日対象とされるものですが、県では一部の工事を対象として週休2日制モデル工事を実施しております。 4週8休の達成状況の把握は、週休2日制モデル工事については可能ですが、モデル工事以外の全ての工事で把握すると発注者・発注者ともに事務負担だけが大きく増えることとなる現実的に不可能です。 このことから、4週8休の達成状況の調査は週休2日制モデル工事に対象を限定して行うこと。 また、指標設定にあたっては、具体的な計算方法を明示して、算出可能な指標を事前に各都道府県に照会いただきたい。 これまでの実施状況から4週8休以上の確保は、ハードルが高いので4週6休から取り組んでみてはどうか。 ・工事完了をもって達成状況が確認できるため、対象範囲の設定に注意を要する。	意見を踏まえ公表内容を検討します。				
				88四国	徳島県		意見を踏まえ公表内容を検討します。				
				88四国	愛媛県	県内建設企業における週休2日の定着を図るため、試行工事等の施策を実施しているが、現在、西日本豪雨災害からの早期復旧に全力で取り組んでおり、週休2日に取り組む余裕がない状況であることから、原案では達成率が伸び悩むことが懸念されるため、指標としては、達成された工事(4週8休以上を行ったと認められる工事)ではなく、対象工事(週休2日試行工事の対象として発注した工事、あるいは週休2日に取り組むとした工事)としてほしい。	意見を踏まえ公表内容を検討します。				
4	測量、調査及び設計	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況				実施率(件数) = $\frac{(\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数})}{(\text{年度の発注工事件数})}$	◆ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況(案)の算出方法について、意見があれば理由(その他意見)欄にご記入ください。	—			
5	工事	③低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況					◆ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況(工事)の算出方法について、意見があれば理由(その他意見)欄にご記入ください。	—			

九州独自指標(案)

- ◆九州ブロックの課題を踏まえ、九州独自指標(項目)を設定し、秋頃に項目を公表予定
- ◆R3年度から取組状況を公表予定
- ◆これまで取り組んできた自己評価項目の状況【資料4(参考資料)】等を参考に、九州独自指標(案)【P12,13】を6項目提案
- ◆別紙の「九州独自指標(案)アンケート」にご協力お願いいたします。アンケートを踏まえ3項目を九州独自指標として設定する予定です。

九州独自指標(案)

- ・自己評価項目の達成率(R2.3)【資料4(参考資料)】等を踏まえ、運用指針の「必ず実施すべき事項」から「**予定価格の適正な設定**」(工事)、「**予定価格の公表状況**」(工事)、「**設計変更工事実施率**」(工事)、「**設計変更ガイドラインの策定・活用状況**」(工事)を九州独自指標(案)として提案する。
- ・不調不落が及ぼす社会的影響(事業の進捗遅れ等)を踏まえ「**不調・不落時における見積もりの活用**」(工事)を九州独自指標(案)として提案する。

工事

運用指針 (R2)	新・全国統一指標 (R2～) 九州独自指標 (案) (R3～)		
	番号	項目	達成率 (R2.3)
必ず実施すべき事項	①	予定価格の適正な設定 (積算基準等)	64%
		歩切りの根絶	100%
		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 25%
	②	予定価格の公表状況	26%
		施工時期の平準化	地域平準化率 54%
		適切な工期設定	週休2日対象工事の実施状況 29%
	③	設計変更工事実施率	32%
	④	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	38%
		発注者間の連携体制の構築	—
		ICTを活用した生産性向上	
実施に努める事項		入札契約方式の選定・活用	
		総合評価方式の改善	
	⑤	不調・不落時における見積もりの活用	76%
		余裕期間制度の活用	
		工事中の施工状況の確認	
		受発注者の情報共有・協議の迅速化	

測量、調査及び設計(業務)

運用指針 (R2)	新・全国統一指標 (R2～) 九州独自指標 (案) (R3～)		
	番号	項目	
必ず実施すべき事項		予定価格の適正な設定	
		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		履行期間の平準化	地域平準化率
	⑥	適正な履行期間の設定	※ウィークリースタンスの実施
		適切な設計変更	
		発注者間の連携体制の構築	
実施に努める事項		ICTを活用した生産性向上	
		入札契約方式の選択・活用	
		プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用	
	⑥	履行状況の確認	※ウィークリースタンスの実施
		受発注者の情報共有・協議の迅速化	

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

九州独自指標(案)として提案する下記6指標について、アンケートを実施します。
アンケートを踏まえ、九州独自指標として**3指標を設定**する予定です。

九州独自指標として適当:○
九州独自指標として不適当:×

No	九州独自指標 (案)	運用指針(解説資料)における記載内容	指標分類	取組実績 (R2.3)	アンケート	
					九州独自指標として ○適当・×不適当	理由 (○の理由、×の理由)
①	【工事】 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況	現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。	a.最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用 b.最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない c.その他	6 4 % (aの達成機関数率)		
②	【工事】 予定価格の公表状況	予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、原則として事後公表とする。この際、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。	a.事後公表 b.事前公表 c.事後公表と事前公表を併用 d.事後公表と非公表を併用 e.事前公表と非公表を併用 f.非公表	2 6 % (aの達成機関数率)		
③	【工事】 設計変更工事実施率	施工条件の変化等により、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。	・設計変更を行った工事の実施率 a.75%以上 b.50～75% c.25～50% d.0～25% e.設計変更を行っていない	3 2 % (aの達成機関数率)		
④	【工事】 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例及び手続きに必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。	a.ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b.ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c.設計変更を実施していない	3 8 % (aの達成機関数率)		
⑤	【工事】 不調・不落時における見積もりの活用	入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積もりを活用することにより予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。	a.適宜活用を図る（実績あり） b.適宜活用を図る（実施無し） c.活用予定無し（検討中含む）	7 6 % (a,bの達成機関数率)		
⑥	【業務】 ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。	(案) 特記仕様書等へウィークリースタンスの実施を位置づけているか否か	—		